

別表

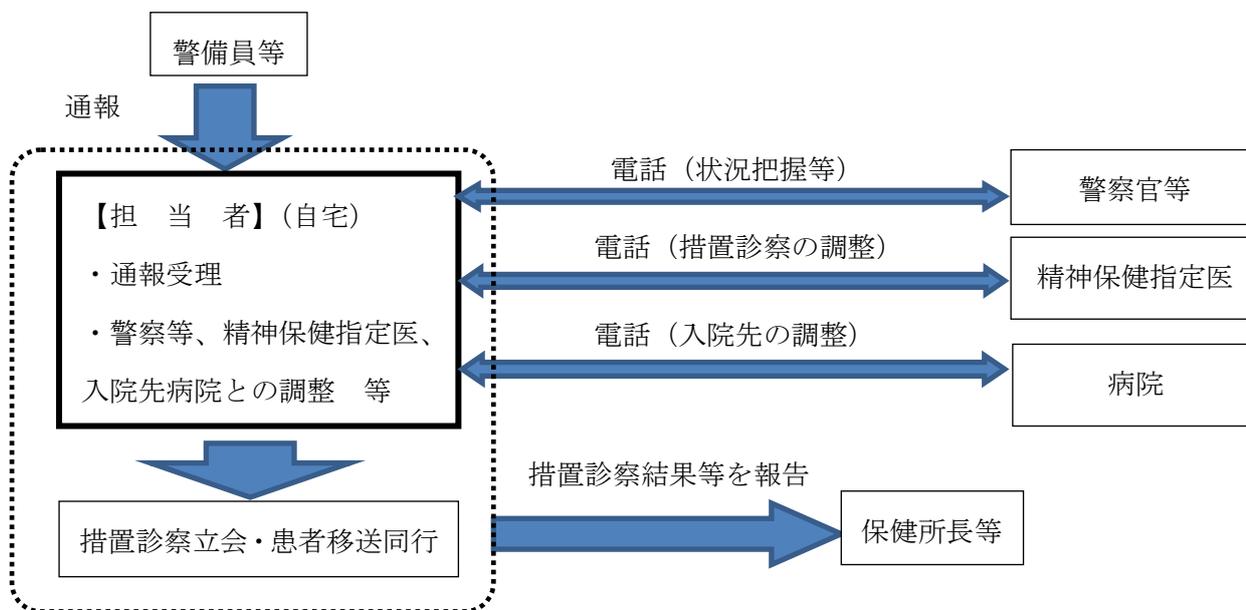
時間外及び休日における警察官通報等への対応マニュアル

勤務時間外及び休日に警察官等から連絡を受け、措置入院等の対応を行う場合は、原則として登庁対応が必要であるが、自宅等での緊急対応が可能なものとして、次の取扱いを標準とし、自宅等で勤務した場合は、後日勤務内容を所属長へ報告するものとする。

1. 勤務時間外・休日において自宅等での緊急対応が可能な業務

○警察官等、精神保健指定医、措置入院先病院等との調整等

【参考例】



2. 勤務の確認方法の例示

対応者が電話対応、情報整理等に要した時間を記録し、所属長が確認する。

日時	分	処理経過
〇〇月××日 △△時□□分～〇〇分	20	〇〇警察署 ⇒ △△ 状況把握
△△時××分～□□分	40	精神保健指定との調整
〇〇時△△分～××分	30	入院先病院との調整
計	90	